

ARIBの動き

第103回業務委員会が開催される

第103回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成17年 1月19日(水) 午後2時から4時10分まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

- (1) 事務局から、平成17年度総務省所管予算案の概要及び平成17年度税制改正案について説明があった。
- (2) 事務局から、平成17年度から実施する電波利用料を用いた電波資源拡大のための研究開発の概要について説明があった。
- (3) 事務局から、アナログ周波数変更対策業務について、一般受信者向けの受信対策の状況、送信設備に係る給付業務及び平成17年1月の開始予定局所について報告があった。
- (4) 事務局から、平成17年1月1日及び1月3日に読売新聞(大阪本社版)に掲載された受信対策業務で作業費不正があったとする記事に対し、事実関係を調査中であること及び再発防止策を推進中であることの説明があった。
- (5) 平成17年2月24日予定の第32回理事会・第19回通常総会、6月28日予定の第33回理事会・第20回通常総会、7月予定の第34回理事会及び設立10周年記念行事について説明があった。
- (6) その他
 - ア 事務局から、最近の当会の活動状況について説明があった。
 - イ 次回の業務委員会は、平成17年2月16日(水)午後2時から開催することとなった。

電気通信／放送
行政の動き

「ユビキタスネット社会憲章（案）」に対する意見募集

総務省では、2010年のユビキタスネット社会の実現に向けて、平成16年3月より、「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」（座長：村上輝康株式会社野村総合研究所理事長）において検討を行いました。その中で、同懇談会の利用環境ワーキンググループ（以下WG）において、ユビキタスネット社会における基本原則や共通認識を総括した「ユビキタスネット社会憲章（案）」を取りまとめました。

つきましては、本案に対して広く国民の皆様から下記の要領で意見募集を行うことといたします。

1 「ユビキタスネット社会憲章（案）」について

「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」の利用環境WGにおきましては、特にユビキタスネット社会のいわゆる「影」の部分（ICTの利用に関する不安や障害、乗り越えるべき課題等）について議論し、その中で今後「影」の部分への対応策を検討していく上で「指針」となる「ユビキタスネット社会憲章（案）」を取りまとめました。

「ユビキタスネット社会憲章（案）」とは、ユビキタスネット社会の基本原則や共通認識を総括することで「憲章」としたものです。ユビキタスネット社会における、あるべき情報流通を「自由で多様な情報流通」（第一章）と「安心で安全な情報流通」（第二章）の二つの側面からとらえ、それらをサポートする「新たな社会基盤の構築」（第三章）によって構成されています。ユビキタスネット社会の進展に伴い、今後、適切な対応が求められる「影」の部分为解决する上で、このユビキタスネット社会特有の性質を踏まえた「憲章」を参考とすることを考えております。

2 意見募集について

(1) 意見募集の対象

ユビキタスネット社会憲章（案）

(2) 資料の入手方法

総務省ホームページからの閲覧及びダウンロードに供するほか、総務省政策統括官（情報通信担当）総合政策課にて配布します。

(3) 意見の提出方法

以下の提出様式により、日本語にて、御提出ください。

（意見提出の様式）

宛先：総務省政策統括官（情報通信担当）総合政策課 氏名（及び会社名、部署名）： 住所：〒 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）： ご意見 <該当箇所> <意見内容>

1) 書面による提出の場合

- 意見を記載した文書の他、その内容を保存した磁気ディスク等を添付してください。
(送付していただいたものは、返却いたしません。)
- 磁気ディスク等には、件名と氏名を記載したラベルを貼付してください。

2) ファクシミリの場合

- 大きめの字体により記述の上、送信してください。
- 書面による提出の場合と同様の磁気ディスク等の送付をお願いする場合があります。

3) 電子メールの場合

- 電子メールの受取可能容量は5MBが制限です。
- 添付ファイルでの提出はご遠慮願います。

(意見提出先)

連絡先：総務省政策統括官（情報通信担当）総合政策課

担当：今川課長補佐、形岡係長

電話：03-5253-5718

F A X：03-5253-5721

e-mail：u-Japan@soumu.go.jp

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(4) 意見の提出期限

平成17年2月18日（金）午後5時（必着）

(5) 意見提出上の注意

提出された御意見については、氏名、所属等個人的属性を含めて公表することがあります（匿名を希望する場合には、御意見提出時にその旨書き添え願います）。また、提出された御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

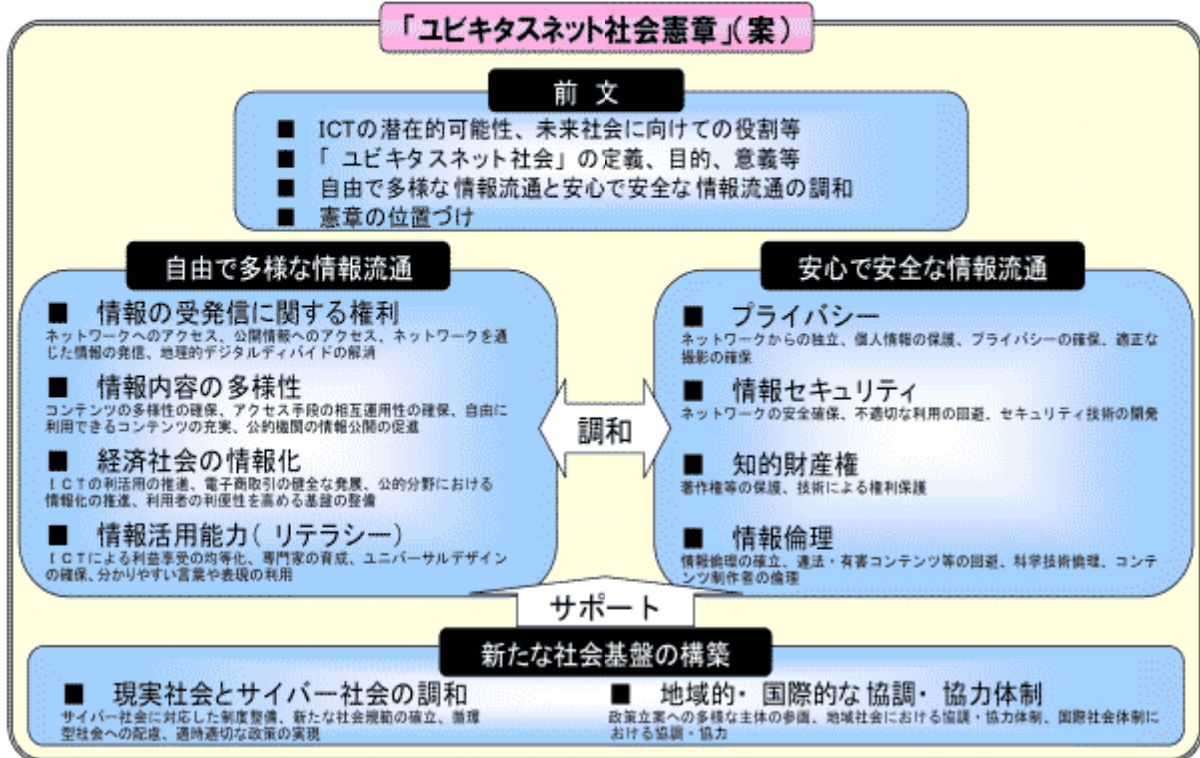
(6) 今後のスケジュール

提出された御意見を踏まえ、本年3月中旬を目途に、「ユビキタスネット社会憲章」を取りまとめる予定です。

詳細は<http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050118_1.html>を参照ください。

「ユビキタスネット社会憲章」(案)の概要

ユビキタスネット社会に向けた基本原則や共通認識を総括し、「憲章」として策定
 → 「利益」を最大化し、「不利益」を最小化する枠組みを提唱。国内のルール作りの指針として活用し、世界にも発信。



欧州電気通信の動き

自治体の通信ネットワーク、政府が勧告

【Les Echos,2005/12/30】

仏政府は近く自治体の通信ネットワーク事業に関する勧告を知事に通達する。通達には設備相、産業相、内務担当相、国土整備担当相の4閣僚が共同署名する。政府はこの勧告において、「サービスの公共調達」と「公共サービス委託(DSP)」という二つの選択肢について初めて立場を明らかにし、後者を明確に奨励した。

公共サービス委託においては、地方自治体は、ある委託事業者を選定し、その業者に補助金を出す。サービスの公共調達では、地方自治体は、サービスを提供する事業者が発注し、供給されたサービスに対し支払う。両者の間の第一の違いは、公共サービス委託では、敷設されるネットワークが、委託事業者以外のすべての事業者にも開放されていなければならないが、サービスの公共調達では、受注したそれぞれの業者が、自前のネットワークを使用すること。第二の違いは、サービスの公共調達では、サービスの供給が終わった後も、事業者はネットワークの所有者のままだが、公共サービス委託では、ネットワークは地方自治体のものとなる。

今回の通達は、自治体は自らのニーズのために「サービスの公共調達」を行うことはできるが、このサービスを第三者に提供することはできないと明確に規定。その上で、「公金運用の観点から見て、自治体が即座にあるいは将来的に通信ネットワークの所有者となるか、ないしはそれに準じる立場を得ることが望ましい」として、DSPの採用を強く勧告した。

編集後記

先日、鎌倉の神社を参拝してきました。初詣としては少し遅いのですが、正月は混雑するので毎年この時期に参拝することにしています。最初は全国的に有名なあの鶴岡八幡宮、次に鎌倉では有名な荏柄（えがら）天神、そして最後に知る人ぞ知る銭洗弁天へと廻るのが我が家のお決まりのコースです。参拝が主な目的ですが、歩きながらのんびりと鎌倉散策するのも楽しいものです。始めたのは子供が生まれた頃からだと思いますが、今では我が家の恒例行事となっていました。

鶴岡八幡宮では家族全員の健康と安全のため「家内安全」の祈願を、荏柄天神では学問の神様ということで子供の健全な成育を、銭洗弁天ではお金を洗えば増えるとの言い伝えがあることから自分自身のギャンブル運の向上を祈願してきました。帰りに早速運だめしということでパチンコ店へ直行しましたが、結果は大敗。どうも神様の御利益に即効性はないようです。長い目で見ることになります。

(N.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)